

船橋市障害者控除対象者認定書の交付について

1 障害者控除対象者認定書とは

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、認知症または身体の障害の状態が一定の基準に該当すると認定された方を対象に、確定申告等により税の所得控除が受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※認定書は認定基準日における対象となる年の申告に限り有効です。なお、税の所得控除でのみ使用できるものであり、障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

■所得控除額（控除を受けるためには確定申告等が必要です。）

	特別障害者控除		障害者控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税
本人※	40万円	30万円	27万円	26万円
同居の扶養親族	75万円	53万円		

※同居以外の扶養親族の場合、本人と同じ控除額になります。

2 対象者

認定基準日時点で満65歳以上であり、認知症または身体の障害が一定基準に該当する方

※障害者手帳等をお持ちでない65歳未満の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方については、税の障害者控除の対象となる場合があります。

詳しくは、下記へお問合せ下さい。

所得税に関すること・・・船橋税務署 TEL:047-422-6511

住民税に関すること・・・船橋市役所 市民税課 TEL:047-436-2214

3 認定基準日

税の所得控除を受けようとする対象年の12月31日

（対象年中に死亡した場合は、その死亡日）

4 申請方法

下記窓口に申請書をご提出ください。

- ・高齢者福祉課（船橋市役所・郵送可）
- ・船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階12番窓口）
- ・各出張所、連絡所

申請用紙等は上記の窓口のほか、市ホームページから取り出せます。

※申請者が本人または親族以外の場合は委任状が必要です。

※オンライン申請をご希望の場合は、

右記二次元コードまたは市ホームページよりご申請ください。

（本人または親族以外の申請の場合は、委任状が必要となるためオンライン申請はご利用いただけません。）



5 申請の受付・交付時期

原則、申告の対象となる年の11月から申請を受付し、12月より認定書を交付します。

(認定書の交付までは2週間ほどかかります。)

なお、前年分以前の認定書の申請については随時受付しています。

【参考】

■認定の基準

介護保険の認定調査資料等をもとに審査します。

※他市区町村で介護保険の認定を受けている方は、申請前にご相談ください。

※認定基準日に介護保険の認定がない方は、医師による調査書の提出により審査が可能です。

①身体障害の状態

認定		身体状況(めやす)
非該当		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる人	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障害者	身体障害者(1級、2級)に準ずる人	次の状態よりも障害の重い方 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。

②認知症の状態

認定		身体状況(めやす)
非該当		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる人	日常生活に支障を来たすような症状又は行動及び意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる人	次の状態よりも障害の重い方 日常生活に支障を来たすような症状又は行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

お問い合わせ及び郵送先

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 高齢者福祉課 在宅支援係

電話 047-436-2352